

放送番組及びコンテンツ一意性の確保に関するガイドライン

地上放送事業者連絡会
BS放送事業者連絡会

1. はじめに

この資料は、デジタルテレビ放送の受信機を製造するメーカーを対象に、ARIB TR-B14/B15 第二編 9.3 章/7.3 章に規定されている「放送番組及びコンテンツ（以下、番組）の一意性の確保」についてのガイドラインを示すものである。

（目的）

ここでは、番組の一意性の確保を主として新規参入の受信機メーカーに正しく理解していただくことを目的に、テレビメディアの特徴や提示例などを取り上げながら、規定の背景や意図等を説明した上で、受信機実装にあたって具体的に留意すべき点、また放送事業者がどのような点を気にしているかについて、主に放送事業者の視点で解説している。そのため、本資料は ARIB TR-B14/B15 とは位置付けの異なる「参考文書」である。

2. 放送番組を提供するにあたって

テレビの視聴形態には、パソコンなどの利用と違い、大きく 2 つの特徴がある。

① 利用者層が非常に広い

テレビは、ほぼ全ての世帯に普及しており、老若男女を問わず利用されている。サービスは、主として総合編成を基本としており、幅広い利用者を対象としている。

② 受動的な視聴形態・ながら視聴

テレビは、大半の時間において受動的にリラックスして視聴されている。この場合、視聴者はテレビからの情報を信頼して視聴している。

これらの特徴から、放送事業者は対象とする視聴者層を幅広く想定し、リラックスした状態でも誤解されることが無いよう、画面構成や番組構成などの演出に配慮している。

(例A) 台風情報の提示例

<ポイント>

- ・ ここでは、ある放送局の料理番組の最中に、台風情報を同時に放送することを想定する。
- ・ メインの料理番組をその放送局が縮小表示し、空いたスペースに台風情報を文字で放送する。このような放送で、放送局は料理番組を中断することなく台風情報を視聴者に提供している。
- ・ 視聴者は、料理番組、台風情報の両方を、その放送局が放送しているものと理解して、同時に双方の情報を享受する。（放送局も、その意図で放送している）



例 A は災害報道を挙げたが、それに限った話ではない。例えば旅番組において宿の映像を流しながら地図や価格を同時に表示する演出も、放送する側は両方の情報を提供する意図があり、視聴形態や視聴者層によらず、視聴者に対してその意図を理解できるように放送しているものである。

このように放送局はさまざまな視聴者を想定しながら、さまざまな情報を的確に演出し、視聴者もその意図をきちんと汲んでくれることを期待して放送している。これを「番組の一意性の確保」と呼んでおり、放送局は責任を持って編集、編成を行っている。

3. 番組と直接関係のない情報を表示する受信機

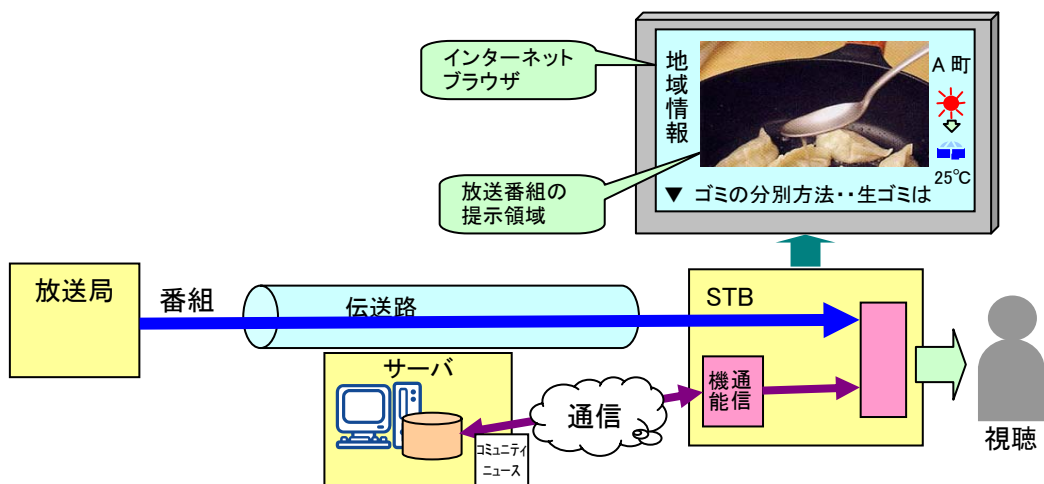
放送波を直接受信し他の情報は入力せず、また番組を画面全体に表示する従来型の受信機では、「番組の一意性の確保」の問題は発生することはない。

しかし、複数の放送番組を同時に表示したり、番組と直接関係のない情報を同時に表示する受信機では、「番組の一意性」が確保できなくなる可能性が出てくる。このような受信機の一実装例として、インターネットブラウザを搭載したケーブルテレビ用のSTB、およびインターネットブラウザ搭載かつ複数放送番組同時表示可能な受信機を挙げて説明する。

(例B-1) インターネットブラウザ搭載STBの例

<想定>

- ・ STB にはインターネットブラウザを実装し、ブラウザは「全画面表示」を想定する。この時、放送番組はブラウザ内側に（窓が開いたように）提示されることになる。
- ・ ケーブル事業者 A は、その地域のコミュニティニュースや天気予報などを CATV 網上の HTML サーバで提供し、STB に提示するサービスを想定する。
- ・ STB は常時サーバに接続されていて、例えば自動で定期的に A 社のサーバにアクセスし、HTML コンテンツを取得する。取得したコンテンツはブラウザ上の放送画面以外の場所に提示される。



<ポイント>

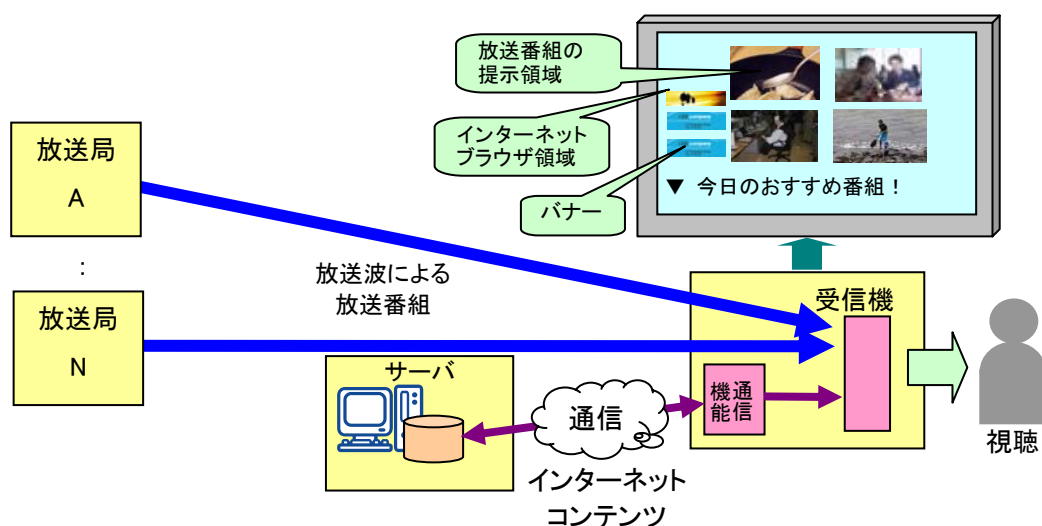
- ・ 視聴者から見るとインターネットブラウザと放送画面とが一体のように見えるため、視聴者は放送番組と関係のない地域情報も、放送局が提供した情報であると誤解してしまう可能性がある。つまり例 A と例 B-1 の画面は多少の違いがあるものの、一見したところでは同じような演出手法によるものだと受け止められて、HTML コンテンツの情報についても放送局からの情報であるかのように受け止められてしまう可能性がある。

- ・ このとき、放送局は自局が提供していない地域情報が番組と一体化されて提示されることを想定していない。また、そのように提示されていることすら気付かない。
- ・ このようなケースを「番組の一意性が確保されていない」という。このような表示は避けるべきである。

(例B-2) インターネットブラウザ搭載かつ複数放送番組同時表示可能な受信機の例

<想定>

- ・ 受信機はインターネットブラウザを実装し、ブラウザは「全画面表示」を想定する。また、受信機は複数の放送番組の同時表示機能を持っており、例えば複数番組をモザイク表示することを想定する。この時、モザイク表示された複数の放送番組はブラウザ内側に（複数の窓が開いたように）提示されることになる。
- ・ 受信機の操作によりインターネットから取得するコンテンツのうち、複数放送番組のモザイク表示とオーバーレイされ、さらにインターネットコンテンツ独自の情報やバナー等が提示されるサービスを想定する。



<ポイント>

- ・ 視聴者の操作による複数放送番組の同時表示は問題ないが、視聴者の操作がない場合、視聴者は表示画面が複数の放送局から提供された情報であることを理解できない可能性があるうえ、本ケースではさらにインターネットブラウザと放送画面とが一体のように見えるため、視聴者は放送番組と関係のない情報（文字やバナー等）も、放送局が提供した情報であると誤解してしまう可能性がある。
- ・ このとき、放送局は自局以外の放送番組やインターネットコンテンツからの情報が番組と一体化されて提示されることを想定していない。また、そのように提示されていることすら気付かない。
- ・ 結果として視聴者の誤解を招く表示がなされている場合、これも「番組の一意性が確保されていない」ケースとなる。このような表示は避けるべきである。

4. 番組の一意性の確保

前述のようにテレビは幅広い視聴者層や視聴形態が想定されるため、番組と直接関係しない情報を同時に提示することは基本的には好ましくない。しかし、商品企画により、番組と直接関係しない情

報を同時に提示する受信機では、番組と無関係であることが明確にわかるような提示または実装をする必要がある。

具体的には、例 B-1 のような提示は避けなければならない、また例 B-2 の場合でも番組とそうでない情報とが明確に区別できるような受信機の画面構成を設計する必要がある。ただし、このような基準は一律に明確に規定することは困難なので、メーカ各社の判断と責任において、幅広い視聴者層や視聴形態を想定した上で、視聴者がどのように受けとめるかも考慮に入れ、混乱が生じないように設計する必要がある。

また、単に画面構成等の設計だけではなく、番組と同期してそうでない情報が変化する場合も、当然視聴者の視点では放送局が提示しているものと誤解を与える可能性が高いので、番組とそうでない情報を同期して提示するような実装は望ましくない。

さらに、番組の一意性の確保には、時間軸方向の一意性も含まれることに注意する必要がある。すなわち、例えば放送番組視聴中に番組と直接関係しない情報が時間軸方向に挿入されたり、放送局が想定しない画面遷移が起きることは、番組の一意性の確保の観点から望ましくない。

なお、番組とそうでない情報とを明確にわかるようにする手段として、リモコンを使って視聴者に操作を求めることで明確化することは有効である。ただし、取扱説明書等への記載のみでは十分ではなく望ましくない。

5. 運用規定の解説

これまで規定の背景や意図について、一例を挙げながら説明してきた。これらのことを踏まえ、改めて TR-B14 に記載されている内容について解説する。

(TR-B14 第二編 9.3 章 抜粋)

9.3 放送番組及びコンテンツ一意性の確保

放送番組及びコンテンツの全体としての一意性確保の為、受信機は以下の事項を守る事が望ましい。また受信機が蓄積機能を持つ場合、また外部の記録機をコントロールする機能を持つ場合も、以下の事項を守る事が望ましい。

- 放送信号若しくは、放送信号等に含まれる記述子やデータなどを使い、例えば告知や広告部分のカット、スキップを自動的に行う様な機能の実装、及び蓄積機能、外部記録機の自動制御を行わないこと。なお、ユーザーの操作による早送り、一時停止などはこれにあたらぬ。
- 放送番組及びコンテンツの提示中に、それと全く関係がないコンテンツ等を意図的に混合、または混在提示しないこと。例えば、提示中の放送番組の表示にその番組と全く関係が無いコンテンツや告知、広告を混合提示し、意図的にそのコンテンツや告知、広告が放送番組と一体であるかの様な誤解を視聴者に与える提示を行う機能がこれにあたり、テレビ放送画面とインターネットのブラウザ画面が一体であるかのように視聴者に誤解させるような機能を装備することなどを指す。なお、受信機の機能として、上記の様な誤解を与える事を目的とせず、ユーザーの操作により複数のコンテンツを一画面に同時提示する事、例えば 2 画面表示、小画面表示機能はこれにあたらぬ。

上記が運用規定に規定されている一意性の確保の規定であるが、本資料は特に 2 つ目の「・」で示した項目に関するガイドラインである。

「放送番組及びコンテンツの提示中に、それと全く関係がないコンテンツ等を意図的に混合、または混在提示しないこと。」

ここでは、「意図的に」と書かれているが、その意図の良し悪しは問わず、放送事業者の意図とは別の意図でという意味である。

「例えば、提示中の放送番組の表示にその番組と全く関係が無いコンテンツや告知、広告を混合提示し、意図的にそのコンテンツや告知、広告が放送番組と一体であるかの様な誤解を視聴者に与える提示を行う機能」

ここでは、前述の例で示したように、視聴者が結果として便利かどうか感じるかは別にして、放送事業者が伝えたい意図とは関係なく同時提示もしくは混合提示を行い、視聴者に対してあたかもそれらの提示が放送事業者の意図と思わせる機能のことである。結果として、視聴者には放送事業者が伝えたいこと以外のことが伝わり、誤解を招くことになるので、このような機能は実装すべきではない。

「テレビ放送画面とインターネットのブラウザ画面が一体であるかのように視聴者に誤解させるような機能を装備することなどを指す。」

ここでは、前記で示した機能の一実装例を挙げている。

「受信機の機能として、上記の様な誤解を与える事を目的とせず、ユーザーの操作により複数のコンテンツを一画面に同時提示する事、例えば 2 画面表示、小画面表示機能はこれにあたらない。」

ここでは、「視聴者に対してあたかもそれらの提示（同時提示もしくは混合提示）が放送事業者の意図と思わせる機能」ではなく、それをある程度担保するためにユーザー操作を介在させることで複数のコンテンツを一画面に同時に提示することは許容している。

6. まとめ

受信機の実装方法については、各受信機メーカーの商品企画に寄るところも大きいがこれまでの説明のように、視聴者に誤解を与え、番組の一意性が損なわれるような実装は避けるべきである。視聴者に誤解を与えた場合、それが人命や災害に関わることであれば、大きな社会問題になることも想定されるので、番組と直接関係のない情報を同時に提示するにあたっては、実装にあたって慎重な検討が必要である。

本ガイドラインにより、番組の一意性の確保について十分に理解していただき、受信機設計に反映していただきたい。

以上

【FAQ】

Q1：パソコンテレビのような場合は、どのように一意性確保を考えたらいいのでしょうか。

A1：PCのような汎用機器においては、テレビ受信アプリケーションはPC上で動作する複数のアプリケーションの中の1つであり、PC画面全体での番組の一意性確保を保証するのが難しい側面もあります。しかしながら、番組の提示の一意性の趣旨は専用機器、汎用機器を問わず「視聴者に混乱を与えない」ことが主目的ですので、パソコンテレビの場合でも、それに沿った開発および実装が望まれます。具体的な対応の一例としては以下のものが挙げられます。

- ・ テレビ受信アプリケーションの開発、搭載において、番組の提示の一意性に関する規定に十分配慮する
- ・ 当規定の趣旨に沿っていないテレビ受信アプリケーションやその他のアプリケーション（例：当規定の趣旨に反してテレビ受信アプリケーションを制御可能なアプリケーション、テレビとの混在表示を主目的としたアプリケーション）を搭載（インストール）しない

なお、TR-B14/B15 第二編 9.3 章/7.3 章にも記載の通り、例えばユーザーの操作によってテレビ受信アプリケーションとその他のアプリケーションを同時に起動するなど、「視聴者に混乱を与えない」ことが明確なケースにおいては、番組の一意性確保の点で特に問題はないと考えられます。

Q2：本ガイドライン第4章「番組の一意性の確保」に、「番組とそれ以外の画面が明確に区別できるような受信機の画面構成を設計する必要がある」とありますが、明確化の具体例はありますか？

A2：受信機の実装については基本的に各受信機メーカーの商品企画ですが、本ガイドラインの趣旨に沿って、第4章に記載の手段のほか、例えば以下の方法による明確化が望ましいと考えます。

- ・ 電源投入時（テレビ機能起動時）、受信したテレビ映像を表示画面全体に表示する
- ・ テレビ映像画面とその他の画面を同時表示する際、テレビ映像とは異なるサービス／コンテンツプロバイダから供給される異なったサービスであることが明確に分かる画面構成とする（図1を参照）
- ・ 可能であれば、テレビ映像以外の画面の情報を送り出し責任を持つサービス／コンテンツプロバイダ名を表示する
- ・ 放送事業者以外が提供する情報は、テレビ映像画面以外の場所で表示する（例えば告知情報、緊急警報、ロゴなど）

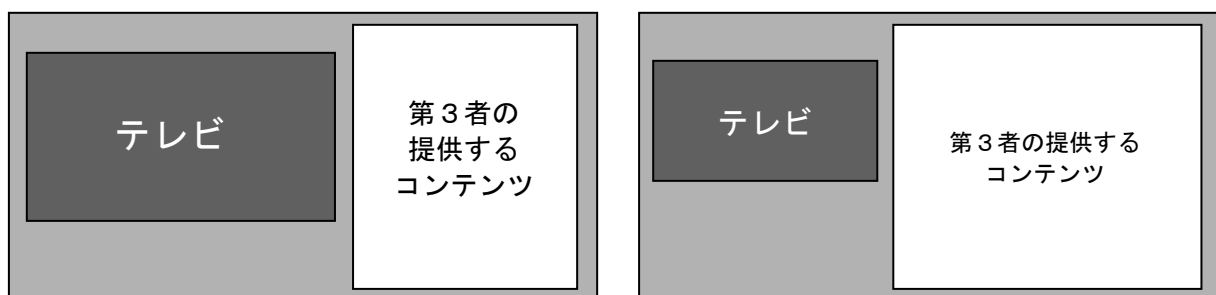


図1 複数画面表示時の受信機画面構成例

Q3：番組の一意性の確保において問題となる「番組と直接関係ない情報」には、第3者から提供された情報のほか、受信機アプリケーションにより提示される情報も含むのでしょうか？

A3：例えば以下に示す例のように受信機が視聴者の利便性を高めたり、視聴者の承認を求める目的で表示する情報（メッセージ）は、その目的から、番組と同時表示して問題ないと考えます。

- ・ 放送から取得したSI情報を利用した番組表、番組情報
- ・ 受信機のシステム状態表示
- ・ 受信機の設定画面
- ・ 視聴者への操作支援画面
- ・ 通信へ接続する際に視聴者にパーミッションを得ることが必要な場合に表示する許諾内容、および視聴者が承諾するためのユーザインタフェースの表示
- ・ 放送ブックマークリスト画面
- ・ 視聴者に不利益が生じる可能性がある操作へのアラート

一方、それ以外の目的の受信機アプリケーションによる情報については、番組の一意性確保の観点からその実装には十分注意する必要があると考えます。

Q4：本ガイドラインをもとに受信機実装を行う場合、放送局から提供されるデータ放送の扱いはどう考えればよろしいのでしょうか？

A4：データ放送や字幕は放送番組の映像・音声と一体のものと考えていますので、全画面表示時と同様に、複数画面表示時においても放送事業者の意図に沿った形で提示できる機能を実装することが望ましいと考えています。具体的には、データ放送の表示機能やリモコン操作機能を指します。

Q5：PCにおけるテレビ受信アプリケーションでは、番組の一意性はテレビコンテンツを表示するウィンドウ内で確保し、このウィンドウ内の表示に関して通常のテレビ受信機のガイドラインに準拠するよう構成されていれば、ユーザーに誤解を与えることもなく問題はないと考えていますがいかがでしょうか？

A5：基本的に問題ないと考えます。なお、PC上のテレビ受信アプリケーション以外のアプリケーションがあたかもTVコンテンツの一部であるかの如く振舞うケースについては、FAQのQ1に示した通り、放送事業者としては混在表示に順ずる懸念を抱いております。

Q6: PCにおけるテレビ受信アプリケーション内で放送事業者以外が提供する情報を表示することは商品企画上十分あり得ることです。その際は「放送コンテンツではない」旨を明示した後に別ウィンドウで表示するなど、視聴者にとって表示内容が放送コンテンツとは関係がないことが容易に識別できるようにすることで番組の一意性を保てばよいと考えておりますがいかがでしょうか。

A6 : 上記 Q2 に示したとおり、基本的に問題ないと考えます。